



ペリージョンソン レジストラー

---

## マネジメントシステム認証手順概要

---

本文書はマネジメントシステムの第三者認証を申請する組織が、認証機関を選定するにあたり、必要な情報を提供するものです。また、PJRJに認証を申請する(認証の移転を含む)組織に対する認証申請の手続き、認証審査、サーベイランス、再認証(更新)審査の概要、組織の義務も含めた手順の概要となります。

PJRJによる認証の手続きについてのより詳細な情報が必要な場合は、申請規格に該当するPRO-1を参照してください。

## 目次

第1章 沿革・会社方針	3
ペリージョンソン レジストラー 沿革	3
認定および認証登録	3
品質方針	4
倫理規定	4
公平性の確保	4
機密保持	5
情報公開ならびに提供	5
第2章 認証のプロセス	6
認証のフロー	6
申請	6
審査工数の決定と見積書の提示	6
ご契約	7
審査計画	7
審査の流れ	8
審査にあたってのお願い	8
初回認証審査	9
ステージ1審査	9
ステージ2審査	9
不適合の種類および是正処置の提出	10
判定、認証登録証の発行	11
サーベイランス審査	12
特別審査または短期予告審査	12
第3章 認証審査・形態の種類	13
認証範囲の拡大・縮小	13
統合マネジメントシステム審査	13
サンプリングによるマルチサイト認証	13
移転審査(概略)	14
JIS Q 27017 規格拡張認証	14
第4章 認証組織の権利および義務	14
認証機関への通知	14
重大な苦情の発生(ISO/IEC 27001を取得されたお客様のみ)	15
訴訟や製品リコールの発生(FSSC 22000の認証を取得されたお客様のみ)	15
非常事態への対応 ～審査が受けられない場合～	15
苦情	15
異議申し立て	15
認証の一時停止・撤回・取り消し	15
契約の解約・返上、他機関への移転	16
立会審査、認定機関の現地確認等の受け入れ	16
お客様専用ページ	17
改訂記録	18

## 第1章 沿革・会社方針

### ペリージョンソン レジストラー 沿革

ペリージョンソン レジストラー 株式会社は、米国ミシガン州に本社を置く、ペリージョンソン レジストラー インク(PJRI)の海外支店として、1997年に東京支店が開設され、2000年には現地法人化、ペリージョンソン レジストラー 株式会社(PJRJ)として設立されました。

2013年にはペリージョンソングループ内での合併統合により、ペリージョンソン ホールディング 株式会社 ペリージョンソン レジストラー (PJRJ)として、PJRIのスキームのもと認証活動を行っております。

PJRIは、ISO 9001、ISO 14001、ISO 22000、ISO/IEC 27001、他の認定を受けたマネジメントシステムの第三者認証機関です。PJRJはPJRIの海外拠点として、日本国内における認証を責任発行しております。また、PJRJでは情報マネジメントシステム認定センター(ISMS-AC)より、JIS Q(ISO/IEC) 27001の認定を独自に受けています。

\*各認定機関による認定範囲の詳細は弊社Webサイト等最新の情報をご確認ください。

関連会社には、温室効果ガス(GHG)削減プロジェクトの審査・検証を行うペリージョンソン レジストラー クリーンディベロップメントメカニズム 株式会社(PJRCDM)があります。

### 認定および認証登録

ペリージョンソン レジストラーは、ISO/IEC 17021(適合性評価 - マネジメントシステムの審査および認証を提供する機関に対する要求事項)に適合し、認定機関より認定を受けています(前項参照)。また、国際認定機関フォーラム(IAF)が定めた基準文書に対しても適合し、認証活動を行っています。

認定機関の認定を受けている分野に対して認証を発行する場合、該当する認定シンボルを付与した「認証登録証」が発行されることとなります。

認定機関の認定を受けていない分野において、規格適合性を確認した場合には、適合の証として、弊社のロゴマークを付与した「適合証明書」を発行しております。

(プライベート認証)

## 品質方針

### 品質方針

ペリージョンソン レジストラーは、継続的改善の方策及びチームワークを通じて、また国際規格関連機関が規定した要求事項に従い、効果的な認証サービスの供給者として自身を差別化するとともに、顧客、(業界の)利害関係者及び従業員のための価値創出を確実にするよう尽力します。

弊社は、最高品質のサービスを通じて世界市場における顧客の成功を支援するというコミットメントを基盤として、組織としての目標を達成します。

弊社はマネジメントシステム認証活動における公平性の重要性を認識し、利害の抵触を管理し、マネジメントシステム認証活動の客観性を確実にします。また、一般市民が情報にアクセスする方針、ならびに弊社の認証プロセス及び認証組織の状況に関する情報を開示する方針を支持します。また、弊社の活動及び認証組織に対する苦情が発生した場合は、速やかに対応します。

全社員が一丸となって、上記の品質方針、品質マニュアルならびにその他の文書が定める規定を順守することを、ここに誓約します。

PJRI 代表取締役社長  
PJRJ CEO  
テリー・ボボイジ

## 倫理規定

弊社では、審査員が守るべき倫理規定を設け、宣誓書に全審査員が署名をしております。倫理規定では、第三者認証機関の審査員にふさわしい、中立かつ客観的で公正な審査の実施を求めています。弊社運営に関わる役員をはじめとして、認証活動に従事する全従業員に対しても、審査員と同様に公正であることを求めています。

## 公平性の確保

第三者認証制度の信頼性を守るため、認証機関は利害抵触の管理を行い、公平性を維持したうえで、認証サービスを提供しなくてはなりません。弊社では、利害抵触を管理するための独立した手順を保有し、継続的な監視を行っております。この監視は、弊社と直接的な利害関係のない第三者である有識者によって構成される「公平性委員会」によって行われております。

弊社が契約している審査員の中には、コンサルティングサービスを提供する会社に所属、契約している場合や、個人でコンサルティングサービスを行っている場合がございます。

審査員が、コンサルティングサービスを提供した場合、同一の組織に対しては、コンサルティングサービス終了後、2年間は審査を担当することが禁じられております。また、このほかにも利害抵触を回避するためのさまざまな管理策がとられております。その管理策の適正な実施のために、マネジメントシステム規格の種類にかかわらず、審査前にはお客様のコンサルティングサービス利用の有無や期間等の情報提供をお願いしております。

なお、弊社審査員による、個別のマネジメントシステム構築や運用に関わる直接的な助言、検出された不適合

に対する是正処置の助言、改善案の提案などは一切禁じられておりますので、併せてご理解をお願いいたします。

弊社の営業社員がコンサルティングサービスを行う個人や組織をご紹介した場合でも、弊社の認証審査が安価になったり、審査が容易になったりするということはありません。 認証機関として、利害管理の独立した手順を保有し、継続的な監視を行い、第三者で弊社と直接利害関係のない有識者によって構成される諮問委員会による監視を受けております。

弊社の従業員および審査員は贈答品、供給を受けることなども禁止しておりますので、ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

## 機密保持

法律、法令または認定機関の規定によって要求される場合を除き、組織のマネジメントシステム認証において入手した情報は機密情報として厳重に管理いたします。

航空宇宙産業品質マネジメントシステムについては、FAA、EASAもしくはOEM AAQAメンバー等の規制当局への情報提供が求められる場合があります。

審査員、技術専門家、事務員、判定委員会、公平性委員会委員およびその他の従業員を含む関係者は機密保持誓約書にて機密の保持を誓約しております。なお、法的もしくは認定機関からの要求であっても、PJRJは「認証業務委託契約書」(F-3)に定められた以上の情報をお客様の書面による事前の同意なく開示することはありません。

第三者からお客様に対する苦情が弊社へと伝えられた場合には、必要に応じて情報を開示することがありますが、あらかじめ「認証業務委託契約書」(F-3)で同意をいただいている範囲に限り開示をいたします。

また、弊社事業活動、審査プログラムの検証のため、弊社公平性委員会の求めに応じて、個別の認証組織に関する認証審査に関する情報を開示することがあります。その他、認定機関による認定審査の際審査報告書の閲覧を求められることがありますのでご了承ください。

## 情報公開ならびに提供

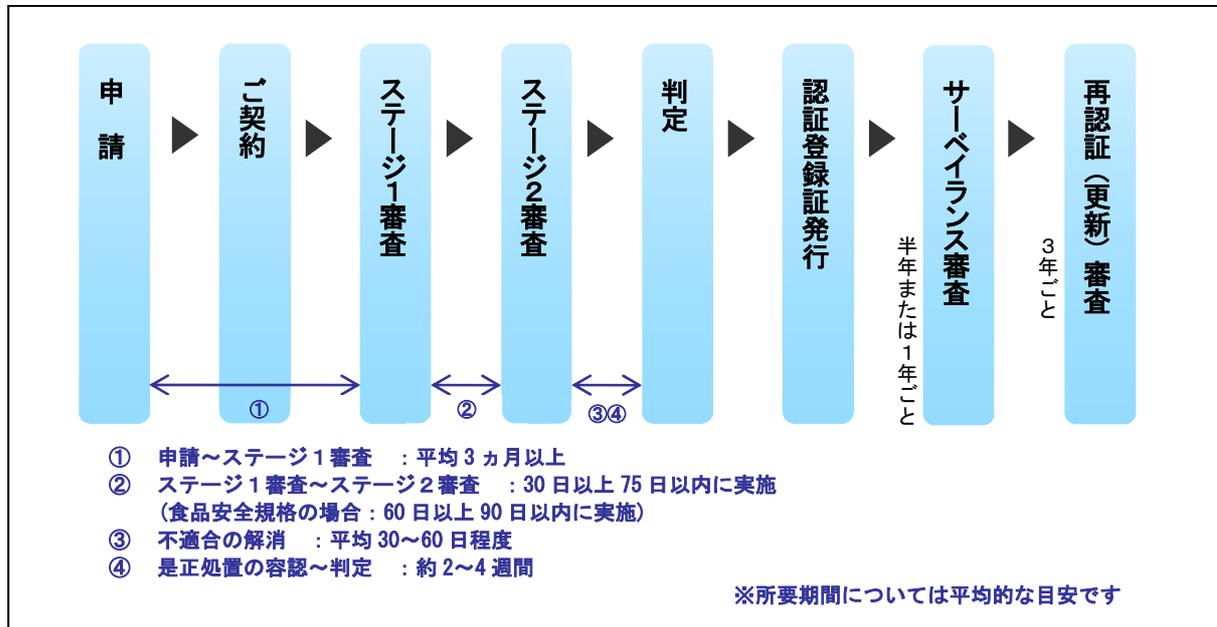
認証制度の信頼性を確保するため、ISO 17021 の認定基準に基づき、お客様の認証登録の有無、認証登録の有効性について、開示・公開いたします(お客様の同意された範囲内に限ります)。

なお、機密保持、情報開示については弊社の「認証業務委託契約書」(F-3)中に詳しく書かれております。

弊社の認証手順、苦情処理手順、異議申し立て手順、一時停止および撤回の手順などについては申請者ならびに依頼者に対して提供しております。

## 第2章 認証のプロセス

### 認証のフロー



### 申請

認証の申請にあたっては、「審査見積依頼書」(F-1)に必要な事項をご記入のうえ、弊社担当者にご提出ください。この見積依頼書に基づき、審査に必要な日数(工数)を決定することとなりますので、正確な情報のご提供をお願いいたします。

適正な審査計画(工数、訪問事業所などの計画)のため、追加の情報が必要な場合には、ご連絡させていただく場合がございます。

PJRJでは、お客様から提供された情報に基づき、認証の申請をお受けできるかレビュー致します。レビューの結果、申請をお受けできない場合は、お客様に対しまして、その理由を明確に致します。

### 審査工数の決定と見積書の提示

お客様から提供された情報、および資料に基づき、認証審査に必要な審査工数を算定いたします。工数は、国際標準化機構(ISO)、国際電気標準会議(IEC)または国際認定機関フォーラム(IAF)から発行されている基準文書における標準工数をもとに、計算されております。なお、工数は規格によって異なりますが、通常、要員数、事業所の数、製品やサービスの提供のプロセス、認証実績などを考慮し、個別に決定され随時見直しされます。

PJRJの認証費用は、工数に対して1日あたりの単価をかけた審査料と、認証登録料の合計となります。

3年間の認証サイクル(期間)では、初回認証審査費用と認証登録料(3年間有効)のほか、サーベイランス審査の費用が必要となります。また、マネジメントシステムの維持状態や、有効性の懸念などにより、追加審査や特別審査が必要となることがあります。この場合には通常の審査と同様に必要な審査工数に単価をかけた審査費用がかかります。

ISO 13485 規格への認証登録の申請につきましては、「審査見積依頼書」(F-1)に必要な情報をご記入の上、併せて管轄省庁の発行した許認可証やライセンス承認(コピー)をご提出ください。

## ご契約

弊社の認証サービスにご同意いただいた場合には、「認証業務委託契約書」(F-3)に両者が署名・捺印することにより契約を締結します。必ず契約内容をご確認のうえ、署名・捺印ください。

## 審査計画

契約締結後、最新の情報を確認するための「調査票」をお送りします。ご記入のうえ、ご返信ください。その後、ご希望の時期に応じて審査日程をご案内いたします。

お客様の産業分野や専門性等に基づき、PJRJが以下の役割と責任を持った審査チームを編成いたします。

- ① 審査チームリーダー
  - ・ 審査に関するお客様(受審組織)との連絡窓口
  - ・ 審査計画書の作成とそれに基づく審査の実施
  - ・ 審査チームの指揮・監督
  - ・ 審査報告書の作成
  - ・ 審査結果の報告
- ② 審査チームメンバー
  - ・ 審査チームリーダーの指揮に基づく審査の実施
- ③ 審査員補
  - ・ 審査チームリーダーまたは主任審査員資格を持つ審査チームメンバーの指揮および指導に基づいて、審査員訓練を受ける
- ④ アクティングリード
  - ・ 審査チームリーダーまたは主任審査員資格を持つ審査チームメンバーによる指揮および指導に基づいて、チームリーダー審査員訓練を受ける
- ⑤ 技術専門家(TE)
  - ・ 審査チームに必要な特定の知識や専門技術を提供する
- ⑥ 通訳
  - ・ 審査に必要な通訳を行う

また、PJRJは、審査チームに加え、審査のオブザーバーとして以下の要員を審査に同行させることがあります。

- ① 認定機関等の認定審査員
- ② PJRJの監査員
- ③ その他PJRJが必要と認めた者(この場合、PJRJはお客様に了解を得るものとする)

審査員の決定に際しては、ご要望に応じて審査員の経歴情報をご提供いたします。審査員または技術専門家の選定に対して、正当な理由があれば、審査員の変更を申請することができます。申請内容を考慮したうえで、審査チームの編成を再考し、再度ご案内申し上げます。

審査日程／審査チームが決定すると、文書審査ならびに審査準備のために必要な書類を、弊社カスタマーリレーションズコーディネーターよりご案内いたします。指定された期日(通常審査の予定日の6週間前)までに、指定された書類をご提出ください。また併せて、弊社からお送りする「審査スケジュールリング通知書」をご確認いただき、署名後、ご返送ください。

審査チームは提出いただいた書類をレビューし、審査スケジュールを作成します。審査スケジュールは、審査予定日の3週間前に送付いたします。3週間より早い提出をご希望の場合は、事前にカスタマーリレーションズコーディネーターまでご連絡ください。

## 審査の流れ

初回認証審査、サーベイランス審査および再認証(更新)審査は、下記の流れで実施されます。

### 1. 文書審査 (初回審査のみ)

文書審査で不適合が発見されたり、審査準備に不備があると判断された場合には、速やかにご連絡いたします。その場合、不適合の解消、またはその準備が整ったことが確認されてから、実地審査が実施されます。

### 2. 実地審査 (共通)

- a) お客様の上級経営者(層)の出席をいただき、初回会議を開き、審査範囲の確認、審査の目的や焦点、スケジュールの確認、弊社審査チームの紹介、審査手順の説明など、審査に関連する詳細事項の確認を行います。
- b) サイトツアー: お客様の状況確認のため、初回審査の際に事業所、工場などを視察することがございます。
- c) 記録やデータ類、書類の確認、現場における要員との面談、現場における活動の確認などを通じて、マネジメントシステムの実施、運用、活動状況に関する審査を行います。
- d) 最終会議で弊社審査チームは、審査で観察された事項をお客様の上級経営層に報告します。具体的には以下のことをご報告いたします。

- 1) お客様のマネジメントシステムの適合性や有効性、改善の機会を含む「所見」について説明します。
- 2) 不適合について説明し、是正処置期限について協議、合意します。
- 3) 審査後のスケジュールについて説明します。
- 4) 苦情、異議がある場合の手続きについてご説明いたします。

※最終審査報告書は後日(または当日)提出されます

※最終会議前に、審査チームとの事前打合わせを希望される場合にはお申し出ください

※審査書類は弊社に所有権があります。審査書類の一部は報告書としてお客様に複写をお渡ししております。また、審査関連の書類、記録は6年間の期限を設けて保管しております。審査が終了した後、米国本社データベースに電子保管される他、社内では施錠管理された倉庫に保管し、一定期間経過後は原本を契約倉庫に移送し保管しております

審査中に、審査目的が達成できない事を示す審査証拠があり、管理上の重大な欠陥によって、また差し迫った重大なリスク(例、安全性)の存在によって、主任審査員が組織の認証を推薦できないことが明らかになった場合、または単一もしくは複数の重大な不適合を解消するために、リビジット審査が必要であることが明白になった場合、主任審査員はその事実を連絡ご担当者様にお伝えした上でPJRJ本社に連絡をとり、適切な措置を決定いたします。この措置には、審査計画の再確認または修正、審査目的または審査範囲への変更、または、審査の中止を含む場合がございます。

## 審査にあたってのお願い

- 上級経営層(シニアマネジメント)の参加をお願いします。
- お客様がご利用されているコンサルタントがオブザーバーとして審査に立ち会うことはできますが、発言など、審査への参加はご遠慮ください(IATF 16949などコンサルタントが立ち会えない審査もございます)
- 審査時期に関しては、お客様のご要望にお応えできるよう最大限調整いたしますが、審査の有効性を保つために、弊社が時期を指定させていただく場合がございます
- 審査の頻度はお客様のご希望をお伺いいたします。認証の有効性を保つため、やむをえず事前にお知らせしたうえで、審査の頻度を変更する場合もございます
- 審査チームリーダーとお客様の間で他に合意がある場合を除き、各審査員には案内役(ガイド)の同行

が必要となりますので、案内役の方をご選任ください

## 初回認証審査

### ステージ1審査

初回認証審査は、2段階(2ステージ)の審査で実施されます。ステージ1 審査、ステージ2 審査ともに、基本的事業のサイトにて実施される実地審査となります。状況に応じて、一部遠隔審査(電話、テレビ会議などによる)にて行われる場合もあります。

ステージ1 審査の目的は、お客様の審査準備ができているかの確認と、ステージ2の審査計画の立案のための情報収集ならびに認証・審査範囲の適切性の確認です。そのため、以下の確認を行います。

- ・ マネジメントシステムの適用範囲、適用不可能な規格条項があればその全てについての適用不可能性、利害関係者の特定、プロセスの順序および相互関係を含む、組織の文書化した情報
- ・ お客様の特定された全プロセスに対する、特定された測定可能な目標/ターゲット(主要業績評価指標など)
- ・ 全目標に対する十分なプロセス・パフォーマンスデータを、お客様がステージ2審査までに用意できるという証拠
- ・ お客様のプロセスが、適用される規格の要求事項すべてに対応しているという証拠(F-191を用いても、同等な独自の方法を用いてもかまいません)
- ・ システム全体に対し、プロセスに基づいた内部監査が完了している、またはステージ2審査前に監査が終了する、という証拠(監査スケジュールなど)
- ・ 内部監査員の力量に関する要求事項が確立されているという証拠
- ・ マネジメントレビューがプロセスに基づく内部監査の後で行われた、またはステージ2審査前にマネジメントレビューが終了するという証拠

ステージ1 審査の審査結果によって、下記の対応がとられます。

- 1) お客様の準備状況が整っており、ステージ2 審査を実施できると判断した場合、ステージ2 審査の日程は予定通りとなります。
- 2) ステージ1 審査での指摘事項が解消された場合、ステージ2 審査は予定通り実施されます。
- 3) ステージ1 審査での指摘事項の解消の状況を確認するために、追加のステージ1 審査が行われることがあります。この場合に、当初予定されていたステージ2 審査を延期することがあります。
- 4) ステージ1 審査での指摘事項が短期間に解消できないと、PJRJ または申請組織が判断した場合、申請を保留にし、再申請(審査)を行うことがあります。

### ステージ2審査

ステージ2 審査は、原則としてお客様の事業所で実施されます。

PJRJ では、通常、ステージ1 審査とステージ2 審査の期間は、不慮の延期などが発生しないよう、最短 30 暦日以上の間隔を空けていただいております。また、通常最長 75 暦日以内で設定しております。ただし、この期間を決定するにあたっては、企業規模および業務の複雑さ、ステージ1 での準備状況を考慮いたします。また、ステージ1 審査の審査結果に基づき、ステージ2 審査の審査計画を作成いたします。

ステージ2 審査では、以下を確認します。

- a. お客様の認証範囲、適用除外、利害関係者の特定およびマネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係が明記された文書化された情報
- b. お客様で特定されたすべてのプロセスに対する測定可能な目標/ターゲット(例えば KPI)

- c. ステージ 2 審査までにお客様が特定したすべての目標に対し、適切なプロセスパフォーマンスを行っていることの客観的証拠

ステージ 2 実施の最終日から 6 カ月以内に、すべての重大な不適合の修正および是正処置の実施を検証することが出来ない場合、再度ステージ 2 を実施する必要があります。

## 不適合の種類および是正処置の提出

マネジメントシステム規格の要求事項に対する不適合の種類は以下のとおりです。

### 1) 重大な不適合

ISO 9001、ISO14001、ISO 45001:1 つ以上の認証の要求事項、組織のマネジメントシステム要求事項の欠落、実施および維持の欠陥、客観的証拠に基づく意図したアウトプットを達成する上で、組織のマネジメントシステムの信用性およびその能力に対する著しい疑念を持たせるような状態。

または、1つ以上の要求事項に対する複数の軽微な不適合で、組み合わせるとマネジメントシステムの欠陥につながる状態。または、以前の軽微な不適合が効果的に処理されていない状態。

ISO 22000:規格の要求事項を(完全または部分的に)満たしておらず、製品の安全性に潜在的な影響を与える不適合。

ISO/IEC 27001 (JIS Q 27001):規格の要求事項を(完全または部分的に)満たしておらず、潜在的なセキュリティ障害リスクが大きい不適合。

AS9100/9110/9120:該当する規格に特定される品質マネジメントシステム要素の欠如または完全なシステムの欠陥、または製品、プロセスまたはサービスの完全性に悪影響があると判断されるような不適合で、下記のいずれかまたは 2 つ以上の状況に当てはまるような場合:

- ・ 影響が製品やサービスの完全性に弊害をもたらすと判断される不適合
- ・ 該当の 91xx シリーズ規格要求事項や組織の手順、顧客のマネジメントシステム要求事項に適合するシステムの欠如または完全な機能停止
- ・ 不適合製品出荷につながる可能性がある不適合
- ・ 製品/サービスの有用性またはその意図される目的に対し不具合または低下をもたらす可能性がある状態

### 2) 軽微な不適合

1 つの領域または管理下での単一の欠陥。

ISO 22000:規格の要求事項を(完全または部分的に)満たしていない、製品の安全性に影響を与えない不適合。

ISO/IEC 27001 (JIS Q 27001):規格の要求事項を(完全にまたは部分的に)満たしていない、潜在的なセキュリティ障害のリスクが小さい不適合。

AS9100/9110/9120:品質マネジメントシステムの不具合または管理されたプロセスや適合製品/サービスを確実にする能力の低下をもたらす可能性がない要求事項に対する不適合で、下記のいずれかに当てはまるような場合:

- ・ 該当の 91xx シリーズ規格要求事項やお客様の品質マネジメントシステムに適合するシステムの単一の不具合または欠陥
- ・ 組織の品質マネジメントシステムに関連する手順に適合するシステムの単一の不具合または欠陥

備考:1 つの要求事項に対する複数の軽微な不適合(例-異なるサイトまたは単一のサイト内の

異なる部門／機能／プロセスに関連する複数の似たような不適合)は、システムの完全機能停止に相当する可能性があり、故に重大な不適合と見なされる。

航空宇宙 (AS) 組織に関する備考:PJRI では、2009 年 7 月 1 日より、ステージ 2 審査の前、または既存の組織については次回のサーベイランス審査の前に、OASIS データベース アドミニストレーターをアサインしていない場合、その AS 組織に対して不適合を発行します。OASIS アドミニストレーターは、OASIS データベースにログインのうえ、自社の供給者記録にアクセスし、OASIS アドミニストレーターのセクションを入力することによってアサイン可能です。この手続きを怠った場合、不適合となります。

是正処置提出後の弊社の対応についてご説明いたします。

提出いただいた根本原因、修正処置、是正処置を評価し、審査チームがそれらを容認できるか否か判断いたします。不適合の性質、内容によって、修正/是正処置の実施が完了していても、容認できるケースもあります。なお、不適合の性質、内容や修正、是正処置によっては、実地によるフォローアップ審査が必要とされることがあります。

是正処置報告書の提出期限は、実地審査の最終会議において審査チームとお客様との合意に基づいて決定されます。通常は 1 カ月程度の期限となります。

重大な不適合が発行された場合、その修正/是正処置の有効性確認のためにはステージ 2(場合によってはステージ 1) 審査を再度、実施しなければなりません。また、すべての不適合は、認証の取得以前に解消されなければなりません。さらに、ステージ 1 審査中に発見された不適合は、ステージ2審査前に解消されなければなりません。

## 判定、認証登録証の発行

ステージ1 審査およびステージ2 審査が終了し、不適合が解消され、審査チームが認証を推薦できると判断すると、審査チームリーダーは審査終了の報告をPJRJに行き、最終審査報告書を含む関連資料一式を、PJRJ に提出します。PJRJ 事務局はその書類が整っていることを確認したうえで、判定委員会に提出し、判定委員の認証付与の判断を求めます。PJRJでは、認証付与の判断は判定委員会に決定権が委ねられています。

判定委員会によって認証が承認された後、認証登録証が発行されます。登録番号は登録証毎に発行される登録証番号制度を採用しております。従いまして、認証登録が更新された場合には新しい番号が付与されます。登録証は、米国本社で登録証を発行する規格 (TS16949、AS9100/9110/9120、FSSC) を除き、日本語版の1セットを発行し、ご希望に応じて翻訳英語版を併せて発行いたします。前述の米国本社発行規格の登録証は、英和 1セットの発行で、英語版が原本、日本語版がその翻訳となります。事業所の数が一定数以上複数の場合は、付属書を合わせて添付させていただいております。お客様には登録証の送付とともに、ご要望に応じて登録証に付与されている認証マークおよび認定シンボルのデータを貸与いたします。

認証を受けた(受けている)お客様は、弊社の認証マークや該当する認定シンボルを、お客様の名刺や会社案内などの販促資料、および電子媒体等にご使用いただけます。弊社では、認証の表明方法を規定した「認証の表明/広告宣伝および認証マーク/ロゴの使用手順」(PRO-3)を弊社 Webサイトのお客様専用ページにて提供しておりますので、詳細はそちらをご確認ください。認定機関によってシンボルマークの利用方法への制限が異なりますので、手順に従ってご利用ください。

なお、弊社によって発行された認証登録証は弊社に所有権があり、認証の更新時あるいは撤回、返上の際には、弊社までご返却いただくこととなります。

## サーベイランス審査

認証登録証は通常3年間有効となります。お客様はこの期間、認証規格に継続的に適合する必要があります。弊社は、少なくとも暦年に1回のサーベイランス審査を実施することにより、お客様の規格への適合性を確認いたします。

また、初回認証登録後の最初のサーベイランス審査は、初回認証日(初回認証審査の判定日)から12カ月以内に行われます。サーベイランス審査の頻度は、認証される事業所の規模、お客様の組織の複雑さ、検出された不適合の数やその内容によって決定されます。

サーベイランス審査の目的は、認証されたマネジメントシステムが継続して実行されていること、お客様の内部環境および外部環境の変化に応じてマネジメントシステムの変更が実施され、引き続き要求事項に関して継続的に適合していることを確認することになります。サーベイランス審査のほか、特別審査、短期予告審査を行うことがあり、これらも認証機関による認証状態の監視管理義務に含まれます。

サーベイランス審査には、通常次の事項を含めることとなります。

- 1) システムの維持に関する要素(内部監査、マネジメントレビュー、および改善した事項等)
- 2) 前回の審査で特定された不適合事項に対してとられた処置の確認
- 3) お客様のプロセスパフォーマンス(KPIデータ等)
- 3) お客様からの苦情とその対応
- 4) 文書化されたシステムの変更
- 5) 変更管理

## 再認証(更新)審査

3年毎の認証の更新にあたっては、サーベイランス審査の種類(6カ月または12カ月ごと)に関わらず再認証(更新)審査を受ける必要があります。再認証(更新)審査では、組織の認証サイクル(3年間)におけるマネジメントシステム規格の適合性とその有効性が検証されます。なお、再認証が認められて発行される新たな登録証は、それまでの登録証の有効期限を引き継いだものとなります。

再認証(更新)審査は通常、認証期限の3カ月前から6カ月前の間に実施され、再認証の判定委員会による承認は、認証期限内に行われなければなりません。有効期限内に判定によって承認されない場合には認証はいったん失効します。また再申請による再認証審査が必要になる場合もあります。

また、認証の有効期限前に重大な不適合の修正および是正処置の実施を検証することができない場合も、現行の認証を延長することはできず、認証はいったん失効となります。

ただし、認証の失効から6カ月以内に、判定委員会による承認が下りた場合、もしくは重大な不適合の修正および是正処置の実施が確認されて判定委員会による承認が下りた場合には、認証が復帰され、新たな登録証が発行されます。新たな認証の発効日は再認証の決定日(判定委員会による承認日)もしくはそれ以降となります。また、有効期限は前の認証の周期に基づくものとなります。もし失効から6カ月以内に承認が下りなかった場合には、再びステージ2審査を実施する必要があります。

## 特別審査または短期予告審査

弊社は「認証業務委託契約書」(F-3)の通り、必要と判断した場合には、認証期間中に特別審査または短期予告審査を実施いたします。特別審査または短期予告審査を実施するのは下記のケースが含まれますが、これに限定されません。なお、同審査は必要性が生じる状況/問題から原則90日以内に実施いたします。

### a) 認証範囲の拡大を希望する場合(次章参照)

お客様が認証範囲の拡大を希望される場合には、通常、新たに「審査見積依頼書」(F-1supp)を提出していただく必要があります。その申請内容に基づき、弊社では認証範囲を拡大するために必要な審査工

数を算定します。また、その際に特別審査あるいは短期予告審査が必要か、または次回のサーベイランス審査または再認証(更新)審査の際に、併せて評価することができるか判断いたします。(製品・サービスの追加や、事業所の追加、部門の追加、(特殊)工程の追加など)なお、新たなサイトを認証拡大する場合には、ステージ1およびステージ2審査が必要となります。

**b) マネジメントシステムを大幅に変更する場合**

この変更には、お客様の組織の所有権、住所/所在地、または主要な要員(マネジメントシステムの有効性もしくは規制順守に関わる要員)の変更が含まれます。通常、このような変化・変更の場合には、再申請による初回認証審査が必要となります。

なお、お客様が大幅な変更を行なう場合には、弊社との契約に基づき、その旨を通知していただく必要がありますので、「登録内容変更届」(FiuJ-66)をご提出ください。

**c) 認証されたお客様の顧客または利害関係者から苦情が寄せられた場合/法令違反、製品事故などが発生した場合**

弊社に対して、認証を取得されたお客様の顧客または利害関係者から苦情が寄せられた場合や法令違反、製品事故などが発生した場合、弊社がお客様の安全に関する重大な情報を入手した場合に、調査の上、特別審査または短期予告審査を実施することがあります。

**d) 一時停止の状況にある場合**

お客様の認証が一時停止の状況にある場合で、その是正の有効性の確認のため、特別審査または短期予告審査を実施することがあります。

**e) 特別なリビジット審査が必要となる場合**

審査中に重大な不適合が検出され、別途特別なリビジット審査が必要となる場合、特別審査または短期予告審査を実施することがあります。

## 第3章 認証審査・形態の種類

### 認証範囲の拡大・縮小

お客様は認証サイクル(期間)中に認証範囲を変更することができます。認証範囲の変更は、認証範囲の拡大または縮小をいいます。

認証範囲の変更にあたっては、弊社がその変更が適切である判断し、審査を実施する必要があります。

認証範囲変更の審査は、認証サイクル(期間)中に特別審査を実施するか、サーベイランス審査と同時に実施することができます。

認証範囲の拡大または縮小をご希望される場合には、「審査見積依頼書」(F-1supp)にご記入の上、弊社営業担当またはカスタマーリレーションズコーディネーターまでご提出ください。

### 統合マネジメントシステム審査

お客様は、複数のマネジメントシステムを統合して、ひとつのマネジメントシステムとして運用されている場合、統合システムとして審査をお受けいただくことができます。統合マネジメントシステム審査をご希望される場合は、その旨を「審査見積依頼書」(F-1)、「統合審査実施のための調査票」(FiuJ-1supp.int)に合わせてご記入ください。お客様のマネジメントシステムの統合の状況に応じて、必要な審査工数を算定いたします。

### サンプリングによるマルチサイト認証

お客様の認証範囲内の複数の事業所(組織)が、同一の製品・サービスを同様の方法で提供している場合に、すべての事業所を訪問審査せずに、認証することができます。この場合には、特定された中央機能(お客様の本社とは限りません)が明確で、その機能をもつ組織で認証範囲の製品およびサービスの活動が計画され、統制され、管理されていること、法的に拘束力のある取り決めを中央機能と認証範囲に含まれる事業所を有していることが条件となります。なお、この認証スキームの適用の可否は規格要求や弊社の規定に即して、PJRJ が判断いたします。さらに、サンプリング先の事業所や、数はおお客様の認証範囲、認証規格、お客様の活動の複雑性等を考慮し、国際認定機関フォーラム(IAF)の基準により、弊社が決定いたします。

## 全社認証

1組織において、多くの事業所で別々の認証を受けていた場合で、サンプリングが不可能なマルチサイトの場合、全社認証を適用します。中央事業所の方針策定、管理の下、システムが運用されている場合に、おのこの事業所で別々の審査実施、運用評価とせず、一貫した審査チーム、方針で実施でき、組織が全体的なマネジメントシステムの有効性を確認するために役立ちます。

弊社では、マネジメントシステムの中央管理機能を持つ事業所を「中央事業所」として捉え、その事業所を認証登録の主管事務所としております。登録証は、この主管事業所を明確にして発行され、他事業所はリモートサイトまたはマルチサイトの副次的な事業所として扱われます。従って、認証組織の「本社」ではあっても、マネジメントシステムの管理機能がなく、本社以外の事業所が登録の代表事業所、住所となります。これは認証登録があくまでもマネジメントシステムに対して付与されるためです。また、有効な審査を行うために、現場の審査を実施させていただくことがあり、必要に応じて電子媒体、サイトの閲覧をお願いすることがあります。

## 移転審査(概略)

国際認定機関フォーラム(IAF)による相互認定承認スキームがある規格において、相互認定への参加承認を受けた認定機関による認定を受けたPJRJ以外の認証機関からお客様がすでに認証を受けられていて、かつ、PJRJへ認証の移転を申請される場合、簡便な審査方法で認証を移転することができます。

「審査見積依頼書」(F-1、F-1supp)に、認証の移転時期などの必要項目をご記入の上、現在お持ちの登録証の写しとともにご提出ください。

なお、認証の移転は、すでに認証を受けられている認証機関が実施した最後の審査から、原則1年以内で完了する必要があります。また、現在一時停止中、認証審査で発行された不適合が解消されていない、などの状態の場合には、移転することはできません。

## JIS Q 27017 規格拡張認証

JIS Q 27001を認証しているお客様はISMSクラウドセキュリティ認証を拡張することが可能です。JIS Q 27017認証はJIS Q 27001認証を取得していることが前提となります。この認証はステージ1、ステージ2審査の必要はなく、JIS Q 27001のサーベイランス審査または再認証審査と合わせて拡大審査を実施する事が可能です。また、JIS Q 27017の初回監査を単独で受審することも可能です。本規格の登録証はJIS Q 27001認証の登録証と同じ有効期限内で発行されます。

# 第4章 認証組織の権利および義務

## 認証機関への通知

お客様は、認証を受けた後、以下のような組織体制上の変更があった場合は、弊社までご連絡していただく必要があります。変更のご連絡は、「登録内容変更届」(FiuJ-66)にご記入のうえ、弊社営業担当またはカスタマーリレーションズコーディネーターまでご提出ください。

- 1) 法律上、商業上、所有権上または組織上の変更があった場合  
(例: 法人名称、法人住所等)
- 2) 組織、トップマネジメント、連絡ご担当者の変更

(例:組織体制の変更、企業合併、上級経営層、ISO 窓口などの変更)

- 3) 認証範囲における製品・サービスの変更(拡大・縮小)
- 4) 認証範囲におけるサイトの変更(拡大・縮小)
- 5) 認証範囲における各サイトの機能変更
- 6) 従業員数の変更
- 7) 事故等の発生

(例:製品回収、労災事故、製品事故等)

#### 重大な苦情の発生(ISO/IEC 27001 を取得されたお客様のみ)

苦情は、潜在的な不適合に関する情報源です。お客様がお客様の顧客をはじめとする外部より苦情を受け取られた場合、苦情の原因を確立し、必要な場合には、弊社へ書面にてご報告をお願い致します。様式は問いません。

#### 訴訟や製品リコールの発生(FSSC 22000 の認証を取得されたお客様のみ)

認証対象の製品安全や法的義務に関して、訴訟手続きになることが判明した場合や製品のリコールが発生した場合、PJRJに3営業日以内に通知しなければなりません。

#### 非常事態への対応 ～審査が受けられない場合～

災害、事故、その他不測の事由により、お客様が審査を受審できなくなった場合には、早急に弊社までご連絡ください。お客様の非常事態における認証審査の対応は、その内容によっては国際認定機関フォーラム(IAF)の規定に従った非常時の特別措置が適用される場合がございます。

## 苦情

お客様は弊社に対して苦情を申し立てることができます。苦情を申し立てる詳細の手順は弊社の「苦情処理手順」(PRO-9)をご確認ください。この手順書は弊社Webサイトの「お客様専用ページ」や「無料資料請求」からも入手することができます。苦情はカスタマーサービス部門で受け付けております。

## 異議申し立て

お客様を含む利害関係者は、以下の弊社の判断に対して、異議を申し立てることができます。

- a) 認証申請を受け付けなかった場合
- b) 認証登録の判断の保留など、PJRJが認証発行までの手続きを怠った場合
- c) 認証の一時停止、撤回および取り消しの決定
- d) 認証範囲の拡大・縮小の拒否の決定
- e) PJRJの認証授与の判断に対する第三者からの異議申し立て
- f) 審査チームの指摘事項および所見
- g) 認証プロセスに関連する他の事項

手順の詳細は、弊社「異議申し立て手順」(PRO-10)をご確認ください。この手順書はお客様専用ページからも入手可能です。

## 認証の一時停止・撤回・取り消し

弊社は「登録の撤回および停止手順」(PRO-11)に従い、認証有効期間中にお客様の認証登録証の一時停止、撤回および取り消しを行う権利(弊社契約書適用)を有しております。この手順書はお客様専用ページからもご覧いただけます。

以下の場合には、一時停止・撤回・取り消しの対象となります。

- a) お客様が、同意された期限内に是正処置を完了しなかった場合
- b) お客様が、継続的に規格に適合できない場合
- c) お客様が、PJRJ の認証マーク、登録証および PJRJ が認定を受けている認定機関の認定マーク等を誤用したと、PJRJ が判断した場合
- d) お客様が、PJRJ への支払いの義務を怠った場合
- e) お客様が、会社更生法に該当する、あるいは債権者と示談するなど、強制的、自発的に拘わらず倒産する場合
- f) お客様が、事業所の営業権、信用を損なうような犯罪を引き起こした場合
- g) お客様に、PJRJ の営業権、社名、信用を損なうような行為があったと、PJRJ が判断した場合
- h) お客様が、広告、カタログ、パンフレット等の印刷物で、認定および/または認証システムを不正確に引用した場合
- i) お客様が、日程調整する義務を怠った場合

お客様は、認証の一時停止、撤回または取り消しがなされる前に、一定期間の適切な是正処置を実施する機会が与えられます。

弊社は、認証の一時停止、撤回および取り消しに関する活動を公開する権限を有しております。また、弊社はお客様からの正式な書面に基づき、認証の取り消しを行います。

認証が一時停止または撤回された場合には、お客様は認証に関するすべての記載を含む、一切の広告媒体の使用を中止し、すべての認証文書を弊社までご返却いただく必要があります。

弊社では、経済産業省によって公表された「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン」に従ったアクションプラン(日本マネジメントシステム認証機関協議会(JACB)、公益財団法人 日本適合性認定協会(JAB)、情報マネジメントシステム認定センター(ISMS-AC))に基づき、お客様の虚偽の説明によって認証審査の結論に影響が出た場合には、認証を停止または撤回することがあります。

また、不祥事が発生した場合にも同様に認証を停止、撤回することがあります。その場合、1年間は再認証の申請ができなくなります。また、不祥事の場合にはお客様に同意を得たうえで、認証ならびに認証審査に関わる情報を開示させていただくことがあります。

## 契約の解約・返上、他機関への移転

お客様の都合により、認証業務委託契約の解約または認証の返上をされる場合は、通常契約解約/返上の通知を PJRJ が受理した日をもって、認証は失効いたします。ただし、受理した日から一定期間の維持を希望される場合、前回審査がクローズしていることとマネジメントシステムにおける大きな変更がないことを条件に、原則審査基準日から 30 日を限度として維持することを認める場合があります。

なお、認証の失効時には、直ちに認証文書の使用(掲示等)を中止し、認証文書を弊社までご返送ください。また、弊社がお渡しした認定シンボル、認証マークの「清刷り」も同様にご返送ください。認証の表明も速やかに取り下げさせていただくよう、併せてお願いいたします。

他機関へ認証の移転をご希望される場合は、弊社カスタマーリレーションズコーディネーターまでご連絡いただけますようお願いいたします。この手順書はお客様専用ページからも入手可能です。

## 立会審査、認定機関の現地確認等の受け入れ

認定機関が PJRJ の認定を維持する等の目的で、PJRJ による委託者の審査への立会を希望する場合、委託者は認定機関の審査員ならびに、通訳、PJRJ の要員が PJRJ の審査員に随行し、審査を観察するこ

とを承諾していただく必要があります。

また、委託者は、認定機関等が認定活動を検証するために委託者の現地確認が必要と判断した場合は、認定機関が正当と認める理由がある場合を除き、この申し出を承諾していただく必要があります。

いずれの場合も、認定機関による申し出の受け入れを拒否した場合には、当該認定機関のロゴ(シンボル)マークが使用できないばかりではなく、国際認定フォーラム(以下、「IAF」という)に加盟する他の認定機関のロゴ(シンボル)マークが使用できない可能性があります。

また、PJRJ は審査チームを観察、評価するために、監査員または PJRJ が指定した要員を審査チームに同行させることがあります。

## お客様専用ページ

弊社とご契約いただいたお客様は弊社Webサイトの「お客様専用ページ」をご利用いただくことができます。

「お客様専用ページ」では、認証／認定に関する重要なお知らせ、お客様限定イベント/各種セミナーのご案内、セミナー資料／弊社手順書のダウンロードサービスなどをご利用いただけます。

なお、「お客様専用ページ」のご利用にあたっては、ユーザーIDとパスワードが必要となります。

IDとパスワードは、カスタマーリレーションズコーディネーターよりご案内いたします。

ID、パスワードをお忘れになった場合は、カスタマーリレーションズコーディネーターまでお問い合わせください。

## 改訂記録

日付	詳細	改訂レベル
2012/07/06	実際の日本における運用に合わせ新規発行 従来の各規格の F-81(j) を F-81J 発行に伴い廃止	1.0
2012/10/04	参照文書の管理番号追記および表記の訂正	1.1
2013/04/01	第 2 章 申請および審査の流れについて手順追記 審査にあたり案内役の同行について追記 AS 規格の不適合の表記改訂および OASIS データベースの入力についての追記 第 4 章 ISO/IEC 27001 を取得されたお客様への追記 PRO-10 文書名改訂に伴う変更	1.2
2013/05/01	第 1 章 情報公開ならびに提供について同意した範囲内は ISMS に限定しない ため削除 第 4 章 「認証の解約」を「認証業務委託契約」へ変更 他 表記の統一	1.3
2013/11/01	会社名称および沿革の変更 第 1 章 クリティカルな不適合の削除 「品質システム認証手順」に合わせた全面見直し FSSC の認証を受けた場合、訴訟・リコール発生時は 3 日以内に報告を追加	1.4
2014/01/10	第 2 章 審査計画に以下を追記 審査チーム編成およびオブザーバーの役割・責任の明確化	1.5
2015/12/17	第 1 章 機密保持に航空宇宙マネジメントシステムに関する情報の扱いに関する 事項を追加	1.6
2016/04/18	ISO/IEC 17021-1:2015 対応および要観察の削除 第 2 章を以下の通り変更 ステージ2審査に重大な不適合の修正および是正期限を追加 不適合の種類および是正処置の提出より要観察と改善の機会の項目を削除 再認証(更新)審査に失効および失効後の認証発行の項目を追加	1.7
2016/07/08	改善の機会の項目を削除 最初のサーベイランスの基準日を初回認証審査の実地審査の最終日から認証日 (認証判定日)に変更 サーベイランス審査の「少なくとも年 1 回」を「少なくとも暦年に 1 回」に変更	1.8
2017/03/01	審査プログラムコーディネーターをカスタマーリレーションズコーディネーターに変 更 ※誤って 1.7a として発行、また編集上の不具合が発見されたため発行後すぐ に下記 1.8b 版に差し替え	1.8a
2017/03/06	誤記・錯誤・編集上の不具合訂正	1.8b
2017/06/30	名称変更 旧：一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) → 新：情報マネジメン トシステム認定センター (ISMS-AC)	1.9
2018/12/04	第 2 章「認証のフロー」図の説明の②に「(食品安全規格の場合:60 日以上 90 日以内に実施)」追加	2.0
2021/03/10	JISQ27017 規格拡張認証の項を追加	2.1
2021/08/31	OHSAS 18001 を削除	2.2
2023/07/18	統合マネジメントシステム審査のセクションから「同時審査」の記述を削除	2.3
2023/09/27	「スケジュールリング確認書」を「スケジュールリング通知書」に修正	2.31
2024/02/14	ISO/IEC 27001 (JIS Q 27001) に関する表記修正 重大不適合→潜在的なセキュリティ障害リスクの大きい不適合 軽微不適合→潜在的なセキュリティ障害リスクの小さい不適合	2.32
2024/11/28	表記修正 JAA→EASA	2.4
2025/08/14	改訂の記録をしていなかったため、改訂記録を更新	2.41